旅客自動車運送事業者に対する行政処分の軽減について

旅客自動車運送事業者に対する行政処分の軽減については、「一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」(平成25年9月30日付け九運公第27号)1.(8)及び「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」(平成25年9月30日付け九運公第29号)1.(9)に規定されているところであるが、これに該当するもののうち、運送事業者が九州運輸局又は運輸支局(以下、「運輸局等」という。)に対して運輸局等が知りうる前に違反事実の自己申告を行ったものについては、以下により行政処分の軽減対象として取扱うものとする。

1. 目的

違反事実について自己申告を行った運送事業者に対しては、当該違反行為について 速やかに改善を行ったこと等を条件として行政処分の軽減対象とすることとし、事 業者自らの積極的な改善が図られることを目的とする。

2. 軽減の適用要件

(1) 次の と のいずれにも該当する場合は、行政処分の軽減の検討対象とする。 事業者自らの申告(監査時における申告及び他の機関によって違反事実が発覚 したものを除く。)があった場合

違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの挙証がある 場合

(2) (1)の要件を満たし、次のからのいずれにも該当する場合は、基準日車等の2分の1に軽減されるものとする。ただし、基準日車等が10日車である場合は警告とする。

該当する違反行為が処分基準において初違反である場合

当該違反に関連して被害がない場合

違反状態の発生から30日以内に、事業者自らが違反状態を解消する行為を行った場合

違反状態に気が付いてから、以後同状態での運行や行為がない場合

(3) (2)に該当する場合であって、違反行為が過失による運輸規則違反であり、 違反状態の発生から10日以内に事業者自らが違反状態を解消する行為を行った 場合は、10日車に軽減されるものとする。ただし、基準日車等が10日車であ る場合は警告とする。 (4) (1)の要件を満たし、(2)に該当しない場合は、個別事案ごとに軽減の可否 及び基準日車等について検討することとする。

3.用語の整理

- (1) 2.(1) の「監査時における申告」とは、重大事故又は悪質違反を端緒として既に監査を予定されている運送事業者からの自己申告を含むものとする。
- (2) 2.(1) の「相当の注意及び監督が尽くされたことの挙証」とは、事業者が 平素乗務員に対し輸送の安全性についての訓示を与えたり、関係法令の遵守につ いて指導を行っている程度の事実関係では適用されないものとし、整備管理、運 行管理等を総合的に見て判断されるものとする。
- (3) 2.(2) の「被害」とは、人的・物的被害のほか、交通障害を引き起こす等、公衆への迷惑や公共の福祉に影響を及ぼすものを含むものとする。
- (4) 2.(2) 及び2.(3)の「違反状態を解消する行為」とは、適切な状態への完了を指すものではなく着手を指すものとする。

4. 自己申告要領等

- (1) 違反行為について自己申告を行う場合には、違反行為を防止するために相当の 注意及び監督が尽くされたことの挙証、過失の有無、被害の程度、違反解消まで の時系列、改善状況を含めた報告書を、違反行為を行った営業所を管轄する運輸 支局へ提出すること。
- (2) 報告書へ記載すべき事項は、持ち込まれた書面で確認ができるものとすること。
- (3) 申告内容の調査は、原則として臨店による監査が行われる。
- (4) 違反行為について改善が見受けられない場合、自己申告後の調査の過程において疑義が生じた場合、又は求める挙証等が存在しない場合においては、行政処分の軽減の対象から外れるものとする。